

求職活動をしたにもかかわらず、同年 11 月 19 日付けで生活保護申請却下処分（以下「前回処分」という。）がなされた。

平成 27 年 1 月 16 日、請求人は、審査庁に対し前回処分に係る審査請求を行ったところ、同年 3 月 25 日付けで前回処分を取り消す裁決がなされた。

ところが、処分庁は、請求人に対し、改めて本件処分をした。

(2) 補足性の原則（稼働能力の活用）

請求人は、求人情報誌等を利用して真摯に求職活動を行ったものの、就労の場を得ることができなかった。したがって、請求人は、利用し得る能力を活用しており、補足性の要件を充たしていることは明らかである。本件処分には、請求人が稼働能力を活用しているにもかかわらず、稼働能力不活用を理由として保護申請を却下した違法・不当性がある。

(3) 請求人の申請権の侵害

請求人が、求人情報誌等を利用して真摯に求職活動をしているにもかかわらず却下処分がなされたこと、及び処分庁職員のハローワークに行っていないことが却下の理由であるとの発言から、却下の理由が請求人がハローワークに行っていないことにあることは明らかである。

請求人は、本件申請の際、処分庁職員に、求職活動の方法については、求人情報誌を利用することに差し支えないかを確認し、大丈夫である旨回答を得ている。それにもかかわらず、処分庁は、稼働能力不活用を理由として請求人の本件申請を却下している。

そもそも、稼働能力を活用しているかの調査に際し、申請者がハローワークに行って求職活動をしていることが必要であると解すべき根拠はない。であるからこそ、処分庁職員も、求人情報誌を利用した求職活動で差し支えない旨回答したのである。

しかし、この点を置き、仮に求職活動に際し、ハローワークに行くことが必要であるとしても、請求人は、処分庁の指導を無視してハローワークに行かなかったのではない。処分庁職員の誤った回答に従って求職活動をした請求人の本件申請をハローワークに行かなかったという一点のみで稼働能力不活用を理由に却下するというのは、不当極まりない。請求人を欺いて保護を受ける権利の行使を妨げたものと言っても過言ではなく、請求人の申請権を実質的に侵害し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）7 条及び 24 条に違反するもので違法・不当である。

第 2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 26 年 10 月 23 日、請求人は審査請求人代理人とともに処分庁を訪れ、保護申請を行った。処分庁が、請求人から聞き取った請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況は、同日付で作成された面接記録票に記載されていた。また、処分庁は、請求人が健康上問題はないとのことであったため就労の意思を確認し、異論はなかったことから稼働能力の活用を求め、2 週間の求職活動を行うよう求職活動状況報告書を手交した。ケース記録には、処分庁が、請求人に対し求職活動について、ハローワークの専門援助窓口を主とし、その他求職情報誌等も活用しながら真摯に取り組むよう説明した旨が記載されている。
- 2 平成 26 年 11 月 5 日、請求人が処分庁を訪れ、求職活動状況申告書の提出があった。4 件の応募が記載されていたが、いずれも求職情報誌のみを活用したものであり、ハローワークでの求職相談はされていなかった。
- 3 平成 26 年 11 月 11 日、処分庁は、請求人の保護申請に対する診断会議を開催した。

ケース記録には、「請求人から提出された求職活動状況申告書の内容から、求人情報誌による求職活動は行っているが、ハローワークでの相談はなかった。請求人は、近年職についておらず、昨今の社会状況を鑑みるに、自身の力のみで職を得るには限界があり、真摯に職を求めるとであれば専門部署であるハローワークを活用することは必然であるにもかかわらずそれが行われていない。よって、稼働能力を十分に活用する意思があるとはいえず、本件申請を却下すると判断された。」とあり、処分庁は、請求人に対し前回処分を行うことを決定した。

- 4 平成 26 年 11 月 19 日、処分庁は、請求人に対し前回処分に係る通知書を郵送した。当該通知書には、却下の理由欄に「稼働能力の不活用」と記載されている。
- 5 平成 27 年 1 月 16 日、請求人は、審査庁に対し前回処分の取消を求め、審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- 6 平成 27 年 3 月 25 日、審査庁は、前回審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条 3 項の規定を適用し、前回処分を取り消す裁決（以下「前回裁決」という。）を行った。審査庁は、前回裁決の判断において、次のとおり検討した。

- (1) ケース記録に、請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討している記載はなく、処分庁が、請求人について稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。
- (2) (1) のとおり、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っていないため、

処分庁が、請求人について稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

- (3) ケース記録に、請求人の生活状況等から稼働能力を前提とした就労を阻害する要因、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を踏まえ検討した記載はなく、処分庁が、請求人について就労の場を得ることができるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

審査庁は、(1) から (3) までの検討結果を踏まえ、処分庁が、請求人が稼働能力を活用しているか否かについて適切に判断していると認められず、稼働能力の不活用のため、法4条1項に定める保護の要件を欠くものとしたことについて、違法・不当と言わざるを得ないとして前回裁決を行った。

- 7 平成27年3月26日、処分庁は、前回裁決を受け、診断会議を開催し請求人の稼働能力を活用しているか否かについて検討を行った。処分庁は、請求人には稼働能力があり、就労の場を得ることができるにもかかわらず、真摯に求職活動を行っておらず、その稼働能力を活用する意思がないと判断し、改めて、請求人の生活保護申請について却下する旨を決定した。
- 8 平成27年4月9日、処分庁は、請求人に対し本件処分に係る通知書を郵送した。当該通知書には、却下の理由欄に「稼働能力の不活用」と記載されている。

第3 判断

- 1 裁決の拘束力について、行政不服審査法43条1項には「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と定められており、その趣旨は、取消の裁決を受けた処分庁は、同一の事実関係の下、同一の理由では同一の処分を反復できないものと解されている。
- 2 これを踏まえ、本件処分について検討する。
- (1) 上記第2の6のとおり、審査庁は、前回裁決において、処分庁が「稼働能力の不活用」を理由とした前回処分を、稼働能力を活用しているか否かについて適切に判断していると認められないことから取り消している。
- (2) 上記第2の7及び第2の8のとおり、処分庁は、前回裁決を受け、稼働能力を活用しているか否かについて診断会議を開催し、「請求人には稼働能力があり就労の場を得ることができるにもかかわらず、真摯に求職活動を行っておらず、その稼働能力を活用する意思がない」ことを理由に、改めて、請求人の生活保護申請を却下することを決定するとともに、請求人に、却下の理由欄に「稼働能力の不活用」と記載した本件処分に係る通知書を送付した。これは、処分庁が、本件処分について同一の事実関係の下、同一の理由により同一の処分を反復している

ものと認められ、行政不服審査法 43 条 1 項の規定に違反するものであり、違法・不当であると言わざるを得ない。

第 4 結論

以上のことから、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法 40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 10 月 2 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

